

報告第 3 号

中之条町・六合村合併協議会事務局規程について

中之条町・六合村合併協議会事務局規程について、別紙のとおり報告する。

平成21年8月27日 報 告

中之条町・六合村合併協議会長 入内島道隆

## 中之条町・六合村合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中之条町・六合村合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第3項の規定に基づき、中之条町・六合村合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会及び幹事会（以下「協議会等」という。）の会議に関すること
- (2) 協議会等の協議資料の作成に関すること
- (3) 協議会等の広報及び広聴に関すること
- (4) 協議会等の庶務に関すること
- (5) その他協議会等の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 係長
- (4) その他の職員

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局長の職務を代理する。

3 係長は、上司の命を受けて所管の事務を処理する。

4 その他の職員は、上司の命を受け、所管の事務に従事する。

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の作成
- (2) 協議会に提案する協議案の決定

- (3) 協議会の予算及び決算の作成
- (4) 規約に基づき会長が定めるべき規程等の制定改廃
- (5) その他事務局長が重要と判断する事項

(職務権限)

第6条 協議会の運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、会長の属する町又は村の事務決裁の例によるものとする。この場合において、「町長」又は「村長」とあるのは「会長」と、「副町長」又は「副村長」及び「課長」とあるのは「事務局長」と読み替える。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 関係町村との連絡調整に関する事
- (2) 事務局の事務の取扱方針に関する事
- (3) 各種資料等の調整に関する事
- (4) 実務的な調査及び回答に関する事
- (5) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事
- (6) 前各号に定めるもののほか、会長が特に指定する事務に関する事

(文書等の取扱い)

第7条 事務局における文書等（文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたものをいう。）の收受、配布、処理、保存その他その取扱いについては、会長の属する町又は村の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第8条 協議会の公印（以下「公印」という。）は、会長印とし、その名称、寸法、書体、ひな形及び使用区分は別表第1のとおりとする。

- 2 公印の保管責任者は、事務局長とする。
- 3 公印の取扱いについては、会長の属する町又は村の例によるものとする。

(職員の服務)

第9条 職員の勤務時間は、会長の属する町又は村の職員の例による。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の服務及び勤務条件については、当該職員の属する町又は村の例による。

(職員の給与等)

第10条 職員の給与については、当該職員を派遣する町又は村の負担とする。ただし、群馬県から派遣する職員の時間外勤務手当は、協議会において負担する。

2 職員の旅費については、会長の属する町又は村の例により算出し、協議会の予算において支給するものとする。

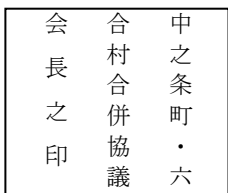
(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年8月27日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

名 称	寸 法	書 体	ひ な 形	使用区分
中之条町・六 合村合併協議 会長印	方22ミリメートル	れい書		会長名をもつ てする文書